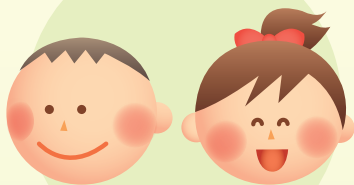


若年認知症ガイドブック



家族



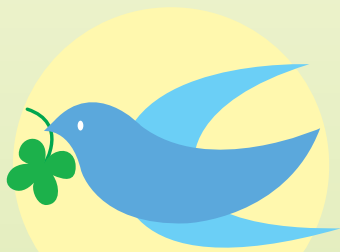
笑顔



地域



企業



支え



医療職
福祉職



鳥取県・若年認知症ネットワーク会議

はじめに

認知症は一般的には高齢者の病気と考えがちですが、鳥取県では少なくとも300人以上の若年認知症の方がおられることがわかっています。

言うまでもなく認知症は記憶の障害をはじめとした認知機能の低下を来とし、色々な生活の支障が生じてきますが、特に若年認知症の方は家庭・地域・職場で大きな役割を負っておられる方ばかりですから、生活への影響はことさら大きなものがあると思われます。認知症になっても、自分の力を発揮して働きたい、家族のために役に立ちたいといった願いを叶えられるような社会の仕組みを作ることがとても大切に思われます。また若年認知症の方は、高齢者の方とは利用できる制度がいくらか異なっていることも余り知られていませんので、仕組みを知って支える体勢をうまく築くことも大切です。

このガイドブックには、若年認知症の気づきと発見、医療と福祉提供の概要、利用可能な制度、相談の窓口などを掲載しています。認知症になっても、生きる意味が実感できる社会を築くためにご利用いただければ幸甚です。

鳥取県若年認知病ネットワーク会議
委員長 高田 照男

若年認知症ガイドブック

INDEX

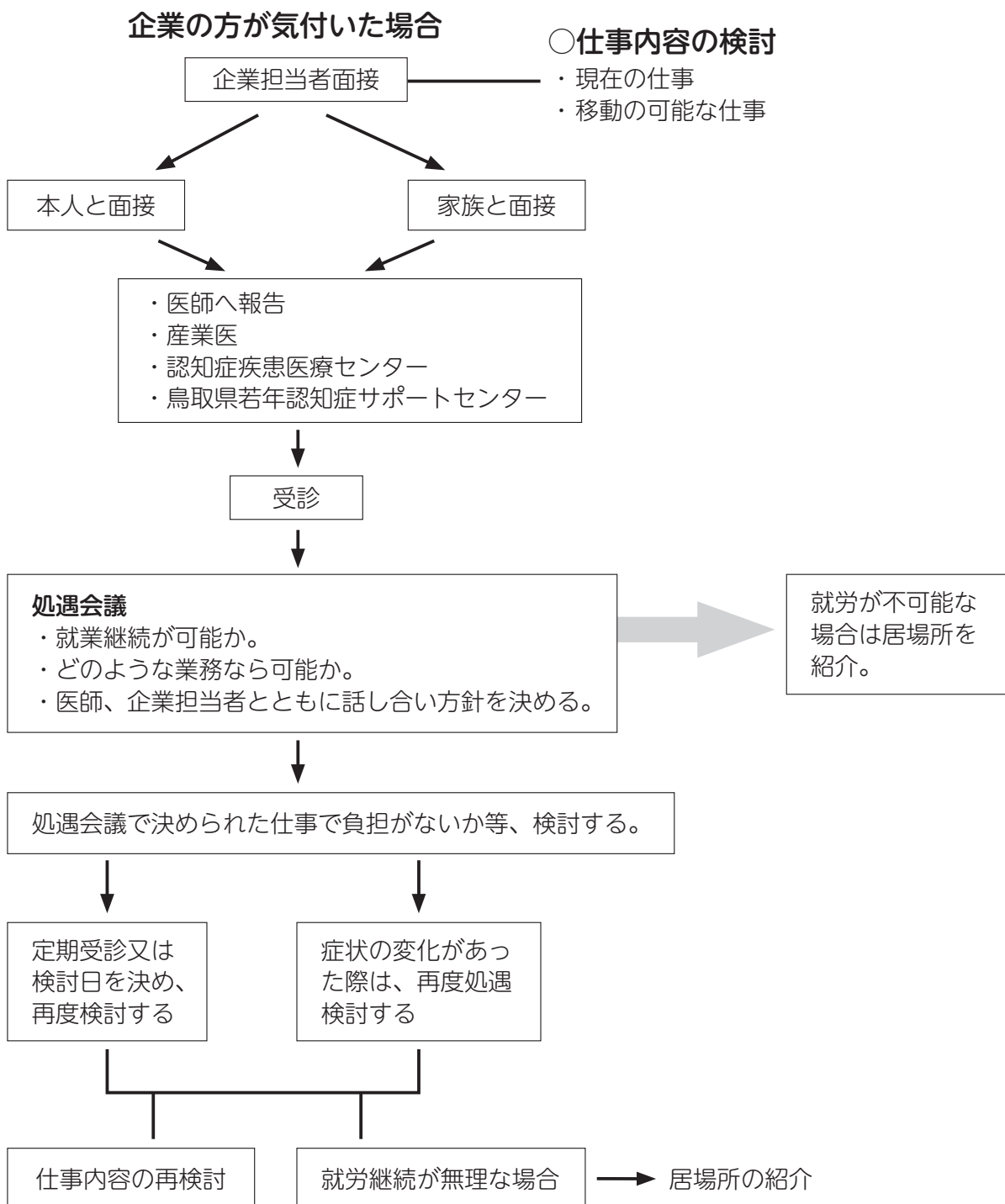
はじめに	1
若年認知症とは	3
気付いて「認知症」	4
早めに受診をすすめましょう（早期発見・早期治療）	5
認知症の病気の種類と症状	6
若年認知症の非薬物療法	7
若年認知症の方への理解	8
早めに相談しましょう（早期連携・早期支援）	9
居場所について	10
本人と家族を支えるサービス	11
こんな時は以下の主な相談窓口へ	12
◎経済的な不安	
◎病気に対しての不安	
会社に勤務をしている場合	13
◎仕事が続けられるかどうか	
◎復職・再就職を考えている場合	
◎暮らしを支える制度	
◎暮らしを支える保障制度	
障害者総合支援法・介護保険制度・成年後見制度について	14
◎障害者総合支援法について	
◎成年後見制度	
◎介護保険制度について	
資料編	27
相談機関	28
精神障がい者関係施設 精神科デイケア	29
問い合わせ機関	30、31、32
市町村福祉担当課	33、34
市町村社会福祉協議会一覧	35、36
公社委託県営住宅 / 市町委託県営住宅	37
医療機関	38
気付いて「認知症」（キリトリ用）	39
編集委員・事務局	

若年認知症とは

若年認知症とは 18 歳から 64 歳で発症した認知症を言います。身体は元気なので病気にはみえません。そのため、職場では怠けていると見られたり、うつ病など他の病気だと診断され治療が遅れたりしています。病気の進行が早い方もあります。

家族には収入が無くなる等の経済的負担や介護負担が大きくなり、子育てや、子どもの心にも影響があります。

☆就労されている方の気付きからの支援過程(一例)



思い当たる項目にチェック☑して下さい

① 家族として思い当たることはないですか？

- 同じことを何度も聞いたり、いつも探し物をしている等もの忘れがひどい
- 財布・衣類・通帳などを盗まれたと人を疑う
- 料理・片づけ・計算・運転などのミスが多くなった
- 新しいことが覚えられない
- 新聞を読まなくなった
- 慣れた道でも迷うことがある
- 些細なことで怒りっぽくなった
- 自分の失敗を人のせいにする
- 一人になると怖がったり寂しがったりする
- 趣味や好きなテレビ番組に興味を示さなくなった
- 「頭が変になった」と本人が訴える

② ご近所の方で思い当たることはないですか？

- 何度も同じことで訪ねてこられる
- ゴミ出し日を間違える
- 庭の草取り等、家をきれいにしていたのにこの頃汚い
- 買い物の時、お札ばかりで小銭がたまっている
- いつも同じ洋服を着ていて身だしなみをかまわなくなった
- 自分には変わらない対応だが、ご家族が「この頃様子がおかしい」と言う

③ 職場の方で思い当たることはないですか？

- 今電話を切ったばかりなのに、相手の名前を忘れる
- 同じことを何度も言う・聞く・する
- 新しいことが覚えられない
- 話のつじつまがあわない
- 自分の失敗を人のせいにする
- 些細なことで怒りっぽくなった
- 周りへの気遣いがなくなり頑固になった

④ 医療・福祉専門職の方で思い当たることはないですか？

- 庭の草取り等、家をきれいにしていたのにこの頃汚い
- 薬を飲み忘れていたようだ
- 何度も同じことで質問をされる（同じことで電話が何度もある）
- 書類が書けなくなっている

※ p.39 に切り取のできるチェックシートがあります。受診の時に活用ください。

— 早めに受診をすすめてみましょう(早期発見・早期治療) —

認知症かな?と思ったら、早めに医療機関へ受診をしましょう。

受診の際は、ご本人お一人で受診をするのではなく、家族の方との受診をおすすめします。
鳥取県若年認知症サポートセンター、地域包括支援センターでも相談に応じます。

① 早めに受診をするメリット

認知症の症状がみられる場合、様々な要因で認知症に似た症状が現れます。もの忘れがみられたからといって、すぐ認知症と診断されるわけではなく現在の状態が認知症によるものなのか、あるいは別の要因となるうつ病などの精神疾患（せん妄などの意識の障害、服用している薬物の影響、全身疾患に基づく記憶の障害など）によるものなのかを見極める必要があります。

その原因やタイプによって、その後の生活上の注意や治療法が変わってきますので、その見極めのために正確な医師の診断が大切です。原因を早く知ること、早期の治療に結びつくので「認知症かな?」と思った時には早く受診することがおすすめです。

多くの認知症では、薬物の使用で、その進行を緩やかにすることが可能です。

早期に治療に結びつけることで、自立した生活をより長く維持したり、余裕をもって介護に当たることが可能となります。

② 受診の際、チェックリストを持参しましょう

受診の時間だけでは、医師になかなか症状を把握してもらえない場合があります。医師に認知症の原因や進行を診断する時の参考にしてもらうため、前ページ「— 気付いて「認知症」 —」のチェックリストに☑をし、受診の際持参して下さい。(P39に切り取りできるチェックシートがあります)

また、以下の項目も確認をしておいて下さい。

- もの忘れは、日常生活に支障をきたすほどのものか
- 最初の異変は、いつとはなしに出てきたのか、突然出てきたのか
- この半年の間に症状は進行したか
- 本人のこれまでの病気や服薬中の薬について

③ 医療機関（診療科）は、以下がおすすめです

- (1) かかりつけ医（普段受診をされる病院・医院・診療所）
- (2) 認知症疾患医療センター（かかりつけ医からの紹介状をなるべくご持参下さい）
- (3) 神経内科
- (4) 精神科・心療内科
- (5) 脳外科・脳内科

☆下記各地区の医師会のホームページをご参照ください。

東部医師会 <http://www.toubu.tottori.med.or.jp/> → 「東部医師会の事業」 → 「認知症対応医療機関」
中部医師会 <http://www.chuubu.tottori.med.or.jp/> → 「医療機関のご案内」 → 「認知症対応から探す」
西部医師会 <http://www.seibu.tottori.med.or.jp/isika> → 「認知症かかりつけ医」

④ 認知症の受診・検査は主に以下のようなものです

- (1) 医師と対面して問診で診断
- (2) 認知機能検査
日時や物のかたちの認識、簡単な計算、数分前に見た物の記憶などを調べる検査
- (3) 画像検査
CTやMRIなどで脳萎縮、梗塞や出血の有無などをみる検査およびSPECT 脳の機能、脳の形態を見る検査
- (4) 血液検査、心電図、運動機能や神経学検査等
他の病気が原因の場合と鑑別するためにすることがあります。

認知症の病気の種類と症状

認知症とは

ものごとを記憶する、考える、判断する、人とコミュニケーションをとるなど、私たちが日常生活を過ごすために欠かせない脳の働きのことを認知機能といいます。この認知機能が、何らかの脳の異常によっていじりしく低下し、日常生活に支障をきたすようになった状態のことを認知症といいます。

認知症には、変性疾患であるアルツハイマー病認知症、レビー小体型認知症、前頭側頭型認知症、脳梗塞や脳出血による血管性認知症、その他甲状腺機能低下症などの内科疾患やアルコールに関連した認知症があります。

アルツハイマー型認知症

アミロイドβというタンパクが脳に蓄積して、神経細胞が減少し、脳の萎縮が進行する認知症です。年単位でゆっくり進行するため、いつ発症したのかわかりにくい疾患です。初期の症状として、同じことを何度も言ったり聞いたりする、財布などを置き忘れてしまったりする、人や物の名前が思い出せない、水を出しっぱなしにしたり、火を消し忘れてするなど、記憶に関わる症状があげられます。その後着替えができなくなる、料理の手順や仕事の要領が悪くなるなどの症状がみられるようになります。

レビー小体型認知症

レビー小体（異常なタンパク質のかたまり）が脳皮質に蓄積する認知症です。初期の症状として認知機能の低下が目立つ前に、実際には存在していない子供や人、小動物、虫などが見える「幻視」があります。病気が進行すると、歩きにくくなる、転びやすくなるなどのパーキンソン症状や、日や時間帯によって認知機能が低下したり改善したりする変動、うつ病の症状、夢を見て大声で怒鳴ったり、怒ったり、布団の中で暴れたりするレム睡眠行動障害などが現れます。

前頭側頭型認知症

前頭葉と側頭葉を中心に萎縮が起こる認知症です。初期の段階では認知機能の低下は目立ちませんが、性格が変わって抑制のきかない行動や周囲を気にしない振る舞い、いつも同じコースを歩いたり、同じことを繰り返したり、甘いものを毎日多量に食べるなどの行動の変化がみられます。また言葉の意味が分からなくなる、言葉が出なくなるといった失語症の症状もみられるようになります。

血管性認知症

血管性認知症は、脳梗塞や脳出血、くも膜下出血など脳卒中後に症状が現れる認知症です。麻痺や知覚障害や構音障害、パーキンソン症状などの神経症状や、失語・失行・失認といったいわゆる後遺症状が起こることがあります。これらの症状とともに、初期から遂行機能障害や意欲の低下、うつなどが目立ちます。急に泣いたり怒ったりと感情の起伏が激しくなることもよくあります。症状は（脳卒中を起こすたびに）階段状に悪化します。

若年認知症の非薬物療法

認知症にかかると、脳の働きが徐々に落ちてしまい、今までできていたことがうまくできなくなります。そのため、認知症の人は感情も衰えてしまい、何も感じなくなると誤解している人も少なくありません。しかし、認知症がどんなに進んでも、感情の働きは最後まで保たれることがわかっています。認知症になっても、嬉しい時は心が満たされ、悲しい時は悲しみに暮れるのです。

認知症の人への治療に、「非薬物療法」といわれる対応があります。認知症の根本的治療はまだ難しい現在、非薬物療法の期待が高まっています。非薬物療法は、認知症の人の心理をしっかりと理解したうえで行われると、認知症に伴う症状の改善だけではなく、生活の質を高めることも可能です。

認知症が進んでいくと、ついさっきのことを覚えておくことができず、周りにいる人が誰で自分がどこにいるかもわからなくなります。このような状態に陥ると、誰でも言いようのない不安を感じるでしょう。一方、認知症の人で、「会話についていけない」とか「友達が減った」と訴える人が多くいます。認知症のために、「言ってもわからない人」と周囲から思われたり、社会的な役割を奪われたりして、肌で孤独を実感する機会が増えると、孤立感を深め、寂しさが増します。

このような「不安」や「寂しさ」によって気持ちに混乱が生じた結果、妄想や徘徊などの症状がひどくなると考えられています。脳の働きの低下を「中核症状」と呼ぶのに対して、気持ちやふるまいに表れるこれらの症状を「行動・心理症状（BPSD）」といいます。非薬物療法が活躍するのは、こうした行動・心理症状に対してですが、認知症の人の生活の質を向上させ、脳の働きが改善することも期待されています。

非薬物療法にはたくさんの種類がありますが、「自らを表現するタイプ」、「周りの環境を整えるタイプ」、「刺激を用いるタイプ」にわけると、代表的な非薬物療法を理解できます。

種類		内容	実施場所
自らを表現するタイプ	回想法	これまでの個人史をふり返し、それを言葉にして他人と共有することで、自らの人生を意味のあるものとしてとらえ直す。	主に臨床心理士が配置されている病院にて実施されていますが、開催日や種類は異なります。直接、病院へお問い合わせください。
周りの環境を整えるタイプ	行動療法	認知症の人にとってつらい行動を減らし、生活を豊かにする行動を増やすことを目指し、周囲の環境を具体的に変化させる。	
	バリデーション	認知症の人の言動を否定せず、その人の世界として尊重しながら傾聴し対応する。	
刺激を用いるタイプ	動作療法	自分の体をコントロールしながら特定の動作を行うことで、心の活性化を図る。	
	音楽療法	歌ったり楽器を演奏したり、懐かしい音楽を聴いたり、音楽を楽しむ。	
	アロマセラピー	植物由来の精油の香りを嗅ぐことで脳を刺激し、認知機能の改善やリラックスを図る。	

いずれの非薬物療法も、認知症の人の「不安」や「寂しさ」を和らげ、今いる場所で安心して暮らしているような援助をねらいとしています。一方、自分のことを大切に思える感覚や、人から大切にされているという感覚を「尊厳」といいます。非薬物療法は、介護する家族やケアスタッフにも、認知症の人に対する新たな視点やその人の持っている力への気づきを提供してくれます。それにより、認知症の人への対応がより良くなり、認知症の人自身も周囲から大切にされている手応えと、そうした自分を愛おしむ感覚を味わうこととなります。これまで長い歴史を生き抜いてきたかけがえのない個人として、認知症の人を理解し対応することで、人として誰もが守られるべき尊厳を支えるということも、非薬物療法の大切な役割です。

若年認知症への理解

若年認知症と診断された方々が自分の思いを語りだしたことから、認知症の人は何も分からない人ではなく、その人らしい思いを持っていることがわかるようになってきました。

しかし、平成 23 年度に鳥取県が実施した「鳥取県若年認知症実態調査」でも、特に、若年認知症の人に対する周囲の理解は、「理解していない」、「あまり理解していない」が 44%に上っています。また、その中でも、理解して欲しい人に、地域包括支援センターの職員やケアマネジャーという専門職への理解の要望が 20%あったことから専門職を含め、地域住民の若年認知症への理解を深め広げる取り組みが必要であるといえましょう。

毎年開催されている全国若年認知症本人交流会では、参加された本人が話し合い、周囲の人と本人自身に訴えたいことを発表していますが、平成 24 年の第 12 回全国本人交流会（富山県笹川のつどい）では、全国から本人 17 名が集まり、①認知症の病気を正しく知ってください。②「私は認知症だ」と安心して言える社会にしましょう。③認知症があってもやれることはたくさんあります。④認知症があってもできる仕事をしたい。⑤困ったときには支えてほしい。⑥多くの人と話をしあいたい。⑦お互いに「ありがとう」と声をかけあいましょう。という、本人の思い、訴えをまとめ発表しました。

鳥取県でも、毎月開催されている若年認知症の人と家族のつどい「にっこり会」へ参加される本人の様子からも、

- 1、自分が活かされ、自分の思いが受けとめられる“居場所”があると「ここは心地良いのでまた来たい」**
- 2、集まって来る本人たちのつながりが生まれ、お互いに笑顔がでると「元気になれる」**
- 3、生活のすべてで世話になっているつらさなどの本音のつぶやきが聞かれる**

などがわかっています。

このように、認知症があっても人それぞれに自分の思いがあり、病気になったつらい思いもあることがおわかりいただけると思います。特に、65歳未満で発症された若年認知症の人の場合にはその発見が初期であればあるほど本人ができることもたくさんあります。仕事を辞めないでもよい社会環境をつくる、本人と家族が人として尊厳を失うことなく自分らしい生活が送れるよう周囲の理解と支援が必要なのです。

若年認知症に特化した相談場所

鳥取県若年認知症サポートセンター（認知症の人と家族の会鳥取県支部）	
電話番号・開設日時	内容
0859-37-6611 月曜日～金曜日 10:00～16:00	○電話相談 ○来所による面談相談（要予約） 若年認知症専門の相談員がおり、相談内容に応じて市町村等の関係機関と連携して対応します。

家族

- 地域包括支援センター(P28)
- かかりつけ医
- 市町村役場(P33)
- 認知症疾患医療センター(P38)
- 鳥取県若年認知症サポートセンター(P28)
- 認知症の人と家族の会

地域の方

- 地域包括支援センター(P28)
- 市町村役場(P33)
- 民生・児童委員
- 鳥取県若年認知症サポートセンター(P28)
- 認知症の人と家族の会

認知症かな?と
思ったら
相談

職場

- 地域包括支援センター(P28)
- 認知症疾患医療センター(P38)
- 鳥取県若年認知症サポートセンター(P28)
- かかりつけ医等、医療機関(P38)

医療・福祉専門職

- 地域包括支援センター(P28)
- 市町村役場(P33)
- 鳥取県若年認知症サポートセンター(P28)
- 認知症の人と家族の会

- おこりっぽくなった。
- 何度も同じ事を聞く。
- 自分の失敗を人のせいにする。

- おさいふの中が小銭ばかり。
- 道に迷うようになった。
- 書類がかけなくなっている。

居場所について

若年認知症の人が役割を持ちながら、過ごせる場所として実施しているところや、居場所の作り方の具体例を掲載します。

下記についてのお問い合わせは、鳥取県若年認知症サポートセンター 0859-37-6611 まで

東 部

☆東部にっこの会

開催日時：偶数月の第4土曜日
午前11時～午後3時

費用：昼食・茶菓代500円
内容：ご本人とご家族と一緒に過ごす時間やそれぞれに過ごす時間がある。ストレッチ、料理作り、レクレーション等を実施。

☆なかよしカフェ（オレンジカフェ）

開催日時：奇数月の第4土曜日
午前11時～午後3時

内容：オレンジカフェは認知症の方と家族、地域住民、専門職等の誰もが参加でき、相談や介護などの情報交換の場として、お茶などを楽しみながら気軽に立ち寄れるつどいの場です。

場 所：〒680-0841 鳥取県鳥取市吉方温泉 1-252-1 コモン・吉方温泉

中 部

☆中部にっこの会

開催日時：奇数月の第4水曜日
午前11時～午後3時

費用：昼食・茶菓代500円
内容：ご本人とご家族と一緒に過ごす時間やそれぞれに過ごす時間がある。ストレッチ、料理作り、レクレーション等を実施。

☆かふえとまと（オレンジカフェ）

開催日時：毎週水曜日
午後1時～4時

内容：オレンジカフェは認知症の方と家族、地域住民、専門職等の誰もが参加でき、相談や介護などの情報交換の場として、お茶などを楽しみながら気軽に立ち寄れるつどいの場です。

場 所：〒682-0034 鳥取県倉吉市大原 187 かふえとまと

西 部

☆西部にっこの会

開催日時：毎月開催
(日時についてはお問い合わせください)
午前11時～午後3時

費用：昼食・茶菓代500円
内容：ご本人とご家族と一緒に過ごす時間やそれぞれに過ごす時間がある。ストレッチ、料理作り、レクレーション等を実施。

☆まちなかカフェわだや（オレンジカフェ）

開催日時：毎週火曜日
午前11時～午後3時

内容：オレンジカフェは認知症の方と家族、地域住民、専門職等の誰もが参加でき、相談や介護などの情報交換の場として、お茶などを楽しみながら気軽に立ち寄れるつどいの場です。

場 所：〒683-0054 鳥取県米子市鞆町 1-10 まちなかカフェわだや
(江府町旧俣野小学校での開催もあります。)

本人と家族を支える サービス

若年認知症の方は、就労をしている方が多く、
子供の養育や経済面など様々な困難な状況を生じています。

介護保険サービス・精神障がい者保健福祉サービスなど
既存のサービスを活用していくことが大切です。

参考となるサービスなどを掲載していますが、
詳細については、各地区の地域包括支援センターや

市町村福祉関係課（資料編掲載）へ

お問い合わせください。

こんな時は以下の主な相談窓口へ

鳥取県若年認知症サポートセンター(p.8)

地域包括支援
センター(p.28)

認知症疾患医療センター(p.38)
医療機関相談員

◎病気に対する不安

- 治療に関わる問題や生活に関わる相談援助
- 認知症に関する相談
- 自助グループ
 - ・にっこりの会
 - ・つどい

◎経済的な不安

○医療費に関する制度

- ・高額療養費

○認知症と診断された場合

- ・自立支援医療

認知症で通院治療している場合、医療機関や薬局の窓口で支払う医療費の自己負担が1割に軽減されます。

- ・特別医療費助成制度(鳥取県)

重度の障がいのある方が保健医療を受けられた際、自己負担部分を助成します。障害者手帳をお持ちの方で該当になる場合があります。

○仕事ができない時の生活の保障を行う制度

- ・傷病手当金

全国健康保険協会、又は、健康保険に加入している人が、安心して療養できるよう給料の一部を保障してくれる制度です。時々休みながらも会社を辞めずに治療を続けていく場合には、この制度を利用することができます。

○生活を支える制度

- ・とっとりパーソナルサポートセンター(鳥取県社会福祉協議会)

担当地区:鳥取市、岩美町、八頭町、智頭町、若桜町

○障害者手帳の交付による受けられるサービス

該当する方は上記「特別医療費助成制度」税金の減免等、運賃割引、住宅に関すること、各種割引等。(詳しくはP15参照)その他、市町村によっても違いがあります。

- ・精神障害者保健福祉手帳

認知症などの精神疾患があり、日常生活に支障をきたす場合申請できます。医療機関に初めてかかった日(初診日)から6ヶ月経過した時点での障害程度で決められます。

- ・身体障害者手帳

「視覚障害」「肢体不自由」「内部障害」などの身体の障害があり、生活に支障をきたす場合に申請できます。障害が固定、あるいは障害が6ヶ月以上続いている場合に申請できます。

こんな時は以下の主な相談窓口へ

◎仕事が続けられるかどうか

- 今いる職場で働き続けるには…
 - ・主治医、医療機関ソーシャルワーカーへ相談
 - ・場合によっては企業の人事担当者との話し合いも
- 企業の障害者雇用に関する制度
- 障害者雇用制度の概要
- 障害者雇用への支援
- 障害者職業センター
- 障害者就業・生活支援センター

◎復職・再就職を考えている場合

- ハローワーク
- 障害者職業センター
- 障害者就労・生活支援センターの各種事業
- 復職に関する支援
 - ・リワーク支援
- 働く意欲を保つ支援
 - ・精神科デイケア
精神科へ通院中の方が、病院や診療所などが行っているデイケアを利用し、治療の一環として、レクリエーションなどのグループ活動を通して人と触れ合い、生活のリズムをつくるなど、社会参加の第一歩とします。利用には指示書が必要なため、主治医の先生にご相談ください。
 - ・就労支援事業所
障害者総合支援法に基づく就労継続支援のための施設
- 職業訓練に関する支援
- 再就職に関する支援
 - ・職業準備支援
 - ・職場適応訓練、ジョブコーチ支援

◎暮らしを支える制度

- 障害者手帳
 - ・精神障害者保健福祉手帳
認知症などの精神疾患があり、日常生活に支障をきたす場合、必要なサービスを受けるための条件があることを証明するための手帳です。障がいの程度によって1～3級に分けられています。医療機関に初めてかかった日(初診日)から6ヶ月経過した時点での障がい程度で決められます。
 - ・身体障害者手帳
「視覚障がい」「肢体不自由」「内部障がい」などの身体の障がいがあり、生活に支障をきたす場合に申請できます。障がいの程度によって1～7級まであります。障がい固定、あるいは障がい6ヶ月以上続いている場合に申請できます。
- 特別医療費助成制度(鳥取県)
重度の障がいのある方が保健医療を受けられた際に、自己負担部分を助成する制度です。(世帯、ご本人の所得に応じた助成の制限あり)
対象者は? 1～2級の身体障害者手帳をお持ちの方、3～4級の身体障害者手帳をお持ちで知能指数(IQ)が50以下と判定された方、重度の知的障がい者として判定を受けた方、1級の精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方
- 特別障害者手当
精神又は身体に著しく重度の障がいを有するため、日常生活において常時特別の介護を必要とする状態にある、在宅の20歳以上の方に対して、特別障がい者の福祉の向上を図ることを目的に、特別な負担の軽減の一助として支給されます。(所得制限あり)
お住まいの市町村の窓口へ申請ください。
- 障害者総合支援法(次ページ資料)
- 介護保険制度(次ページ資料)
 - ・地域包括支援センター(P28)
 - 地域生活支援事業

会社に勤務をしている場合

◎暮らしを支える保障制度

- 退職中の社会保障
 - ・傷病手当金
「全国健康保険協会」又は「健康保険組合」に加入している事業所にお勤めの方が、若年認知症等の病気や業務外のけが等で仕事を休み、給料を受けられないときに、その間の生活の保障を行うことを目的として設けられている制度です。
- 障害年金
「障害年金」は、「若年性認知症」になり、就労の継続が困難となった方やそのご家族の生活を支えてくれる公的年金です。「障害年金」は請求しないともらえません。
「障害年金」は、初診日のとき、どの年金制度に加入していたかにより、受給できる年金が異なります。(P16)
- 退職後の社会保障
 - ・雇用保険
会社を退職したあと、失業給付を受けるには、ハローワークに「求職の申込」を行い、「求職活動」をして「失業の認定」を受ける必要があります。病気などで求職活動がすぐにできない場合は、ハローワークに届け出ることにより、受給期間を延長することができます。
 - ・健康保険の任意加入
退職後の加入については①現在の保険を一定の条件で任意継続する②国民健康保険に切り替える③家族の健康保険に加入する という3つの選択肢があります。
- その他の制度
 - ・住宅ローン
住宅ローンを契約する場合、金融機関は融資に関する保障機関への加入を条件にしています。詳しくは、ローンの契約をした金融機関の担当者に尋ねて、契約内容を確認してください。
 - ・生命保険
一度解約すると、病気になってからの再加入は難しいので、保険料が経済的に負担になる場合など、保険会社に相談してみましょう。
 - ・高度障害保険金
高度障害になった時に受け取れるもので、死亡保険金と同額です。この保険金を受け取ると、契約は解除され、以後の保証はなくなります。(※保険会社によって「高度障害」の認定条件が異なるので、加入している生命保険の約款を見たり、担当者に相談してみましょう。
 - ・子どものための修学資金
ひとり親家庭への修学資金、あしなが基金なども親が障害者手帳の取得者である場合には、奨学金を受けられる場合があります。申し込み先に相談してみましょう。
- 生活保護制度



若年認知症は、仕事の問題、経済面の問題、介護が必要になる場合など
様々な困難な状況が生じてきます。
本人の能力を見極め、各種制度を組み合わせながら、本人のペースに合わせた支援が大切です。

◎障害者総合支援法について

- 認知症の場合、障害者総合支援法の対象となる場合があります。
- 障害者総合支援法の各サービス
 - 介護給付 ホームヘルプ 行動援護 生活介護 ショートステイ ケアホーム
 - 訓練等給付 自立訓練 就労移行支援 就労継続支援 グループホーム
 - 地域生活支援事業 相談支援事業 移動支援事業 生活支援事業 等
- 利用の流れ
市町村に申請を行います。また、市町村が委託する相談支援事業所でも相談に応じます。
- 相談先 → 資料(P28、P33)



障害者総合支援法・介護保険制度・成年後見制度について

◎成年後見制度

認知症など、判断能力が不十分な人を法律的に保護し、支援する制度です。財産管理や契約等の支援をします。本人の判断能力の程度により、下記の3つに分類されます(法定後見人)。

- ①後見…本人の判断能力がまったくない場合
- ②保佐…判断能力が著しく不十分の場合
- ③補助…判断能力が不十分の場合

相談窓口：市町村地域包括支援センター、成年後見サポートセンター、鳥取県社会福祉協議会、家庭裁判所など

成年後見人の仕事：本人の意思を尊重し、心身の状態や生活状況に配慮しながら、本人に代わって財産を管理したり、介護サービスなど必要な契約を結び、本人を保護・支援します。最も適任と考えられる人を家庭裁判所が選び、後見人は行ったことを家庭裁判所に報告します。

法定後見制度の申立て窓口は、お住まいの地区の家庭裁判所です。
「法定後見制度」とは別に、今は大丈夫だが、将来判断力が不十分になった場合に備えて指定しておく制度が「任意後見制度」です。

◎介護保険制度について

- 認知症の場合、65歳未満でも40歳以上であれば介護保険が利用できます
 - ・申請から、サービス利用までの流れ…
申請→認定調査+主治医意見書→審査・判定→認定・通知→ケアプランの作成→介護サービス開始
 - ・相談・申請窓口：市町村地域包括支援センター、市町村介護保険担当窓口、医療機関相談員など
- 介護保険の各サービス(概要)
 - ・自宅で受けられるサービス
 - ・施設に通って受けるサービス
 - ・施設に短期間入所して受けるサービス
 - ・入所施設

※平成27年4月より改正予定です。掲載内容が一部変更になります。

介護保険制度と障害者総合支援法を組み合わせることで本人に合わせた支援を受けることも可能です。

特別障害者手当

○特別障害者手当

重度の障がいがあり、日常生活に常時特別の介護を必要とする 20 歳以上の在宅の方に、月額 26,260 円が支給されます。

注意：身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳とは異なる基準により認定されます。障がいの程度によって認定されない場合があります。

手続き

申請書、診断書（専門医によるもの）、印鑑、所得状況届（市町村の証明が必要）、年金額を証明する書類を住所地の市町村福祉担当課へ提出してください。

窓口

各市町村福祉担当課（P 33,34）、東・中・西部総合事務所の各福祉保健局（P 30）

○特別障害給付金

国民年金の任意加入期間に加入しなかったことにより、障害基礎年金等の受給権を有していない障がいのある方に対して給付金が支給されます。

【対象者】

- ・平成 3 年 3 月以前に国民年金任意加入対象であった学生。
- ・昭和 61 年 3 月以前に国民年金任意加入対象であった被用者（厚生年金、共済組合等の加入者）の配偶者であって、当時、任意加入していなかった期間内に初診日（※）があり、現在、障害基礎年金 1～2 級相当の障がいに該当する方。ただし、65 歳に達する日の前日までに当該障がい状態に該当された方に限られます。

なお、障害基礎年金や障害厚生年金、障害共済年金などを受給することができる方は対象になりません。

※ 障がいの原因となる傷病について初めて医師または歯科医師の診療を受けた日。

【支給金額】

1 級に相当する方：月額 49,500 円 2 級に相当する方：月額 39,600 円

注意：

- ・ご本人の所得等に応じた支給制限があります。
- ・老齢年金、遺族年金、労災保障等を受給されている場合には、その受給額分を差引いた額が支給されます。（その受給額が特別障害者給付金の額を上回る場合は、特別障害者給付金は支給されません。）

手続き

特別障害給付金請求書、年金手帳または基礎年金番号通知書、障がいの原因となった傷病にかかる診断書等必要な書類を市町村福祉担当課へ提出してください。

窓口

各市町村国民年金担当課（P 33,34）、年金事務局（P 30）

障害年金

○障害基礎年金

国民年金加入中に病気やケガにより障がいがあり、日常生活や労働に支障が出たときに支給されます。

【対象者】

初診の日から1年6月を経過した日または障がいの症状が固定した日に、法令に定められた障がいに該当する方で、保険料納付要件を満たしている方

【支給金額】

障害等級1級：年額983,100円 障害等級2級：年額786,500円

注意：障害者手帳等とは異なる基準で認定されます。

手続き

障害給付裁定請求書、診断書、受診状況等証明書等、必要な書類を市町村国民年金担当課へ提出します。
※納めていた保険料の種類や原因となる疾病の種類によって提出書類が異なってきますので、窓口で相談してください。

窓口

各市町村国民年金担当課、年金事務所（P.30）

○障害厚生年金

加入期間中に初めて医師の診療を受けた傷病により障がいがある場合に支給されます。

【対象者】

障害基礎年金の支給要件を満たしている方で、障がいの程度が障害基礎年金の1～2級または厚生年金保険法で定める障がい程度に該当する方

【支給金額】

障害等級1級：（報酬比例の年金額）×1.25 + [配偶者の加給年金額（226,300円）]

障害等級2級：（報酬比例の年金額）+ [配偶者の加給年金額（226,300円）]

障害等級3級：（報酬比例の年金額）※最低保障額 589,900円

注意：障がいの程度が3級に満たない方で一定程度以上の障がいのある方に対しては、障害手当金（一時金）が支給されます。

手続き

年金請求書、年金手帳、戸籍抄本、診断書、受診状況証明書等、必要な書類を最寄りの年金事務所へ提出します。

※本人の状況や配偶者の有無などにより必要書類が異なりますので、窓口で相談してください。

窓口

年金事務所（P.30）

医療費の助成

○自立支援医療（精神通院医療）の給付

精神障がいのある方が、精神科の病気で病院や診療所に通院して、医療を受けられた場合に、原則としてその医療費の9割が医療保険と公費で負担される制度です。

【対象者】

精神の病気を理由として、通院による精神医療を継続的に必要とする方。

注意：

- ・世帯の所得や疾病等によっては、対象とならない場合があります。
- ・自己負担額は原則として1割ですが、世帯の所得や疾病等に応じて、月額自己負担上限額が設けられます。
- ・有効期間は申請受理日から1年間です。更新が可能ですのでお住まいの市町村福祉担当課へご確認ください。
- ・都道府県知事により指定を受けた医療機関・薬局でなければ給付の対象となりません。

手続き

申請書、診断書、健康保険証、世帯の所得状況が確認できる書類等を市町村福祉担当課へ提出します。

窓 口

市町村福祉担当課（P.33,34）

税金の控除

○特別障害者控除、障害者控除

精神障害者保健福祉手帳1級の交付を受けている方は「特別障害者控除」、2級3級の方は「障害者控除」の対象となります。また、身体障害者手帳を交付されている方や「障害者控除対象者認定書」を交付されている方も対象となります。

○医療費控除

本人や本人と生計を共にする配偶者やその他の親族のために、1月1日から12月31日の1年間で支払った医療費から保険金などから補填された金額が、10万円以上になる場合は、確定申告により控除されます。

通院費には自家用車のガソリン代や駐車場代は含まれません。介護保険を利用して支払った費用の一部等も対象となります。詳しくは、市町村担当課へお問い合わせください。

○税金の減免等

税の種類	内 容	金 額 等	窓 口
所 得 税	ご本人、配偶者控除の対象となる配偶者、または扶養控除の対象となる親族が障がいのある方である場合	(所得控除) 障がい者控除26万円 特別障害者控除30万円 (それぞれ1人につき)	税 務 署
少額貯蓄等の利子等に関する税	精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方等が預貯金等をしている場合 ※一定の手続きが必要となります	マル優、特別マル優それぞれにつき元金350万円までの預貯金等の利子等が非課税	税 務 署 金 融 機 関
個人住民税	ご本人、配偶者控除の対象となる配偶者、又は扶養控除の対象となる親族が障がいのある方である場合	(所得控除) 障害者控除26万円 特別障害者控除30万円 (それぞれ1人につき)	市 町 村 税 務 担 当 課
相 続 税	法定相続人である障がいのある方が、相続により財産を取得した場合	85歳に達するまでの年数に対し、次の金額を乗じた額 (税額控除) 障害者控除6万円 特別障害者控除12万円	税 務 署
贈 与 税	特別障がいのある方が贈与により信託受益権を取得した場合	信託会社に委託する場合は、一定条件のもとに6千万円までは非課税	税 務 署
自 動 車 税	一定程度以上の障がいのある方等が自動車を所有する場合	ご本人が運転する場合は、45,000円を上限として、障がいのある方と生計を一つにする方等が運転する場合は、用途や利用頻度に応じ45,000円(又は23,000円)を上限として減免	総 合 事 務 所 県 税 局
自 動 車 取 得 税	一定程度以上の障がいのある方等が自動車・軽自動車を取得する場合	250万円(150万円)に税率を乗じた額を限度に減免	総 合 事 務 所 県 税 局
軽自動車税	一定程度以上の障がいのある方等が軽自動車を所有する場合	全額減免	市 町 村 税 務 担 当 課

高額療養費

医療機関や薬局の窓口で支払った額が、1ヶ月で定額を超えた場合に、その超えた金額を支給する制度です。負担の上限額は、年齢や所得によって異なります。また、「世帯合算」や「多数回該当」といった仕組みにより、さらに自己負担額が軽減されます。詳細は、窓口へお問い合わせください。

〈70歳未満の場合〉

所得区分	ひと月あたりの自己負担限度額(円)
年収約1,160万円～ 健保:標報83万円以上 国保:年間所得901万円超	252,600+(医療費-842,000)×1% 〈多数回該当:140,100〉
年収約770～約1,160万円 健保:標報53万～79万円 国保:年間所得600万～901万円	167,400+(医療費-558,000)×1% 〈多数回該当:93,000〉
年収約370～約770万円 健保:標報28万～50万円 国保:年間所得210万～600万円	80,100+(医療費-267,000)×1% 〈多数回該当:44,400〉
～年収約370万円 健保:標報26万円以下 国保:年間所得210万円以下	57,600 〈多数回該当:44,400〉
住民税非課税者	35,400 〈多数回該当:24,600〉

手続き

加入している公的医療保険（健康保険組合・協会けんぽの鳥取県支部・市町村国保・共済組合など）に、高額療養費の支給申請書を提出または郵送します。病院などの領収書添付を求められることがあります。

窓 口

保険証に記載されている公的医療保険機関

生活保護

病気や思いがけない事故、身体の障がいなどによって収入が減ったり、あるいはなくなって生活に困ったときに「健康で文化的な最低限度の生活」を保障するとともに、自分で生活していく力をつけるための援助を行う制度です。支給される保護費は、地域や世帯の状況によって異なります。

【保護費】

収入が最低生活費に満たない場合に、最低生活費から収入を差し引いた差額が保護費として支給されます。

手続き

市町村の生活保護担当課または福祉事務所へ申請します。その後、保護決定のために家庭訪問や預貯金等の資産調査、扶養の可否、就労収入や就労の可能性の調査などを行い、保護費を決定します。

窓 口

市町村生活保護担当課（P 33,34）、福祉事務所（P 30）

生命保険

加入している生命保険の約款に定められた「高度障害状態」が認定されると、高度障害保険金が受け取れます。

※高度障害状態

7項目のうちの、「中枢神経系・精神または胸腹部臓器に著しい傷害を残し、終身常に介護を要するもの」が認知症に該当する場合があります。

また、約款に定められる介護が必要な状態になった場合に介護一時金や介護年金が受け取れる、介護特約や介護年金などもあります。詳しくは加入している生命保険会社へお問い合わせください。

住宅ローンの債務弁済

契約した住宅ローンによって異なりますが、債務者が高度障害状態になった場合は、残りの住宅ローンが全額弁済（支払い免除）となることがあります。高度障害状態については、「中枢神経系・精神または胸腹部臓器に著しい傷害を残し、終身常に介護を要するもの」が認知症に該当する場合があります。詳しくは、融資を受けている金融窓口へお問い合わせください。

精神障害者保健手帳の交付により受けられるその他のサービス

○バス料金

精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方は、県内の一般乗合バス路線において、5割引になります。

窓 □

日の丸自動車、日本交通

○NHK放送受信料の免除

全額免除：公的扶助受給者、市町村民税非課税の障がい者（精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方が世帯構成員で、世帯全員が市町村民税非課税の場合）、社会福祉事業施設入所者 など

半額免除：精神障害者保健福祉手帳（1級）をお持ちの方が世帯主で、かつ受信契約者である場合 など

手続き

申請書はNHK各放送局または市町村にあります。全額免除には市町村長の証明が必要です。半額免除または市町村民税非課税の方については、直接NHKへ申請できます。

窓 □

NHK鳥取放送局、市町村福祉保健担当課（P 33,34）

○携帯電話料金割引

精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方は、月々の基本使用料の50%の割引を受けられます。サービス内容は会社によって異なることがありますので、各社問合せ窓口へお問い合わせください。

【日常生活やサービスに関すること】

精神障害者保健福祉手帳

精神障がいを持つ方が、一定の障がいにあることを証明するものです。手帳の交付により、様々な支援を受けられます。

【手帳の等級】

1級：精神障がいであって、日常生活の用を弁ずることを不能ならしめる程度（年金1級相当、税制の特別障害者）

2級：精神障がいであって、日常生活が著しい制限を受けるか、又は日常生活に著しい制限を加えることを必要とする程度（年金2級相当、生活保護の障害者加算の程度）

3級：精神障がいであって、日常生活若しくは社会生活が制限を受けるか、又は日常生活若しくは社会生活に制限を加えることを必要とする程度（障害者基本法の障害者の定義と同じ程度、年金3級や障害手当金より低い）

注意：初診日から6ヶ月経過しなければ、診断書が作成できません。

手続き

障害者手帳申請書、本人の写真（4cm×3cm）、診断書等を市町村障害担当課へ提出します。申請に基づき審査が行われ、等級を決定の上手帳が交付されます。

窓 □

市町村福祉保健担当課（P 33,34）

※具体的な控除・助成については市町村により異なるので、お住まいの市町村へお問い合わせください。

障害者総合支援法のサービス

○サービス一覧

障がい福祉サービスは、介護の支援を受ける場合は「介護給付」、訓練等の支援を受ける場合は「訓練等給付」に分けられ、それぞれ、利用の際のプロセスが異なります。サービスには期限のあるものと、ないもの、有効期限内であっても、必要に応じて更新が一定程度可能となります。

障害福祉サービス	介護給付	居宅介護 (ホームヘルプ)	自宅で、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。
		重度訪問介護	重度の肢体不自由者で常に介護を必要とする人に、自宅で、入浴、排せつ、食事の介護、外出時における移動支援などを総合的に行います。
		同行援護	視覚障がいのある方で移動に著しい困難を有する人が外出する際に同行し、移動に必要な情報を提供するとともに、移動の手伝いをします。
		行動援護	視覚障がい、精神障がいのある人で移動が困難な人が行動するときに、危険を回避するために必要な支援、外出支援を行います。
		重度障害者等包括支援	介護の必要性がとて高い人に、居宅介護等複数のサービスを包括的にを行います。
		短期入所 (ショートステイ)	自宅で介護する人が病気の場合などに、短期間、夜間も含め施設等で、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。
		療養介護	障がいの重い人に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護及び日常生活の世話をを行います。
		生活介護	常に介護を必要とする人に、昼間、入浴、排せつ、食事の介護等を行うとともに、創作的活動又は生産活動の機会を提供します。
		障害者支援施設での夜間ケア等 (施設入所支援)	施設に入所する人に、夜間や休日、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。
		共同生活介護 (ケアホーム)	夜間や休日、共同生活を行う住居で、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。
支援給付	相談支援	施設入所	常時介護が必要で在宅での生活が困難な人が入所して日常生活上の支援や介護を受けます
		相談支援事業	障がい者サービス利用計画等の作成及び相談を受ける。
訓練等給付	訓練等給付	自立訓練 (機能訓練・生活訓練)	自立した日常生活又は社会生活ができるよう、身体機能又は生活能力の向上のために必要な訓練を行います。
		就労移行支援	一般企業等への就労を希望する人に、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。
		就労継続支援	一般企業等での就労が困難な人に、働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。
		共同生活援助 (グループホーム)	夜間や休日、共同生活を行う住居で、世話人が相談や日常生活上の援助を行います。
主な地域生活支援事業	主な地域生活支援事業	移動支援	円滑に外出できるよう、移動を支援します。
		地域活動支援センター	創作的活動又は生産活動の機会の提供、社会との交流等を行う施設です。
		福祉ホーム	住居を必要としている人に、低額な料金で、居室等を提供するとともに、日常生活に必要な支援を行います。

○ 就労継続支援事業 A 型 (雇用型)

雇用契約に基づき、生産活動その他の活動の機会の提供や、就労に必要な知識及び能力向上のために必要な訓練などの支援を行います。

【対象者】

企業等に就労することが困難な方で、雇用契約に基づき、継続的に就労することが可能な 65 歳未満の方

- ・ 就労移行支援事業を利用したが、企業等の雇用には結びつかなかった方
- ・ 特別支援学校を卒業して就職活動を行ったが、企業等の雇用には結びつかなかった方
- ・ 企業等を離職した者等就労経験のある方で、現に雇用関係がない方

○ 就労継続支援事業 B 型 (非雇用型)

雇用契約を結ばずに、生産活動その他の活動の機会の提供や、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練などの支援を行います。

【対象者】

一般企業等への就労に結びつかない方や、一定年齢に達している方などで、生産活動にかかる知識及び能力向上や維持が期待される方。

- ・ 就労経験があり、年齢や体力の面で一般企業に雇用されることが困難となった方
- ・ 就労移行支援事業を利用した結果、B 型の利用が適当と判断された方
- ・ 50 歳に達している方又は障害基礎年金 1 級受給者 など

窓 口

市町村障がい福祉担当課 (P 33,34)

介護保険のサービス

介護が必要であると認定された 40 歳以上の方が利用できるサービスです。40 歳～64 歳の方は、特定の病気が原因とされる病気により介護が必要となった方が対象です。

○ サービス一覧

認定された要介護状態 (要支援 1～2、要介護 1～5) に応じて、各種サービスを利用します。

	サービス	サービス
在宅サービス	通所介護 (デイサービス)	日帰りで通所介護施設を利用し、食事、入浴などの日常生活上の支援や、レクリエーションや機能訓練などを行います。
	通所リハビリテーション	日帰りで介護老人保健施設を利用し、食事、入浴などの日常生活の支援や、レクリエーションや機能訓練などを行います。
	訪問介護 (ホームヘルプ)	ホームヘルパーが自宅を訪問し、食事、入浴、排せつ等の介護や、掃除、買い物などの日常生活を支援します。
	訪問看護	看護師などが自宅を訪問し、療養上の世話や診療の補助を行います。
	訪問リハビリテーション	理学療法士や作業療法士、言語聴覚士が訪問し、リハビリテーションを行います。

	サービス	
在宅サービス	訪問入浴介護	介護職員等が自宅を訪問し、浴槽を提供して入浴介護を行います。
	居宅療養管理指導	医師、歯科医師、薬剤師、管理栄養士等が自宅を訪問し、療養上の管理・指導を行います。
	福祉用具貸与	車いす、特殊寝台、手すり、スロープ、歩行器、つえ、認知症徘徊感知機器、移動用リフトなどの福祉用具をレンタルします。
	特定福祉用具販売	10万円を上限に、福祉用具の購入費を支給します。
	住宅改修費支給	20万円を上限に、手すりの取り付けや段差解消などの住宅改修費を支給します。
	短期入所生活介護	介護老人施設などに短期入所し、食事、入浴などの日常生活の支援や、レクリエーションや機能訓練などを行います。
	短期入所療養介護	介護老人保健施設などに短期入所し、食事、入浴などの日常生活の支援や、レクリエーションや機能訓練などを行います。
	居宅介護支援 (ケアマネージャー)	介護保険サービス利用計画の作成・調整及び相談窓口となります。
施設サービス	介護老人福祉施設 (特別養護老人ホーム)	常時介護が必要で居宅での生活が困難な人が入所して、日常生活上の支援や介護を受けます。
	介護老人保健施設	状態が安定している人が在宅復帰できるよう、リハビリテーションを中心とした介護や機能訓練、医療を受けます。
	介護療養型医療施設	急性期の治療を終え、長期の療養を必要とする人が入院して、看護や介護、機能訓練などを受けます。
地域密着型サービス	小規模多機能型居宅介護	通所を中心に、利用者の選択に応じて訪問系のサービスや泊まりのサービスを組み合わせて多機能なサービスを提供する小規模な拠点です。
	夜間対応型訪問介護	24時間安心して在宅生活を送るための巡回や通報システムによる夜間専用の訪問介護です。
	認知症対応型通所介護	認知症の人を対象に専門的なケアを提供する通所介護です。
	認知症対応型共同生活介護	認知症高齢者がスタッフの介護を受けながら協働生活する住宅です。
	地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	定員が30人未満の小規模な介護老人福祉施設に入所する人が、日常生活上の世話や機能訓練などの介護サービスを受けられます。
	地域密着型特定施設入居者生活介護	有料老人ホームなどの特定施設のうち、定員が30人未満の小規模な介護専用型特定施設に入居する人が、日常生活上の世話や機能訓練などの介護サービスを受けられます。

※平成 27 年 4 月より改正予定です。掲載内容が一部変更になります。

成年後見制度

認知症や知的障がい、精神障がいなどにより判断能力が不十分な方の財産を管理したり、身の回りの世話のためのサービス利用の手続きなどを行うために、家庭裁判所が成年後見人を選任し、日常生活を支援する制度です。

本人の判断能力に応じて次のように制度が分かれています。

種類		概要
任意後見		判断能力に問題のない方が、将来に備えて、あらかじめ任意後見人を選んでおき、実際に本人の判断能力が低下した場合に、当該後見人を裁判所が選任し、保護を受けます。
法定後見	成年後見	判断能力が全くない方（日常生活も一人ではほとんどできないため、財産管理や生活に必要な手続きの代理が必要な場合）を対象に、後見人が財産管理を行い、また、本人が行った行為を取り消すことができます。
	保佐	判断能力が著しく不十分な方（日常生活は一人でできるが、不動産売買等の重要な財産行為を代理してもらう必要がある場合）を対象に、保佐人が本人の財産行為に同意したり、取り消したりすることができます。
	補助	判断能力が不十分な方（ほとんどのことは自分でできても、重要な財産管理や手続き等に不安がある場合）を対象に、補助人が本人を代理したり、本人が行う取引に同意したりします。代理や同意の範囲は、家庭裁判所が判断します。

手続き

申立ては、本人、配偶者、4親等内の親族、及び市町村長（申し立てる者がいない場合）に限られています。申立書、診断書、申立て手数料（800円）、登記手数料（2,600円）、郵便切手、戸籍謄本等をそろえて、家庭裁判所に申請します。

あらかじめ、各市町村地域包括支援センターなどへ相談してください。

窓口

市町村福祉保健担当課（P 33,34）

日常生活自立支援事業

高齢や障がいにより日常生活に不安を感じている方に対して、福祉サービス支援センターが次のような支援をします。

サービス	内容
福祉サービスの利用援助	<ul style="list-style-type: none"> ・さまざまな福祉サービスの利用に関する情報の提供・助言 ・福祉サービスの利用申込手続き ・福祉サービスの利用料金の支払い手続き ・福祉サービスにおける苦情解決の援助 など
日常的金銭管理サービス	<ul style="list-style-type: none"> ・年金や福祉手当の受領手続き ・病院への医療費の支払い手続き ・税金や社会保険料、電気、ガス、水道などの公共料金の支払い手続き ・日用品の購入代金の支払い手続き など
書類など預かりサービス	<ul style="list-style-type: none"> ・預貯金通帳 ・証書（年金証書、保険証書、不動産権利証書等） ・実印・銀行印 ・その他、必要と認められた書類 など

利用料金は、1時間以内／1,200円(以降30分ごとに600円)です。書類など預かりサービスは、月額200円、生活保護世帯は無料です。

手続き

窓口へ相談してください。専門員が自宅訪問等を行い、困りごとや希望を伺った上で支援計画を作成します。最終的に、基幹的社会福祉協議会(鳥取市、倉吉市、米子市社会福祉協議会)とサービス利用の契約を締結し、支援計画に基づいたサービスを開始します。

窓 口

各市町村社会福祉協議会(P 35,36)

ハローワーク等による障がい者就労支援

障がいのある方の就業支援について、相談に応じたり、様々なお世話をします。

サービス	概要	窓口
職業訓練	就業のために必要な技術・知識を身につけるための職業訓練を実施します。	ハローワーク(P 31)※
職場適応訓練	民間事業所で6ヶ月間(重度の障がいのある方は1年間)の訓練を行います。	ハローワーク(P 31)※
訓練手当	ハローワーク所長の受講指示により、公共職業能力開発施設で行う職業訓練の受講者に対して、訓練手当を支給します。	県雇用人材総室労働政策室(P 31)、ハローワーク(P 31)※
ジョブコーチ支援事業	ジョブコーチが直接事業所を訪問して、個別の支援を行います。	鳥取障害者職業センター(P 31)
障害者試行雇用(トライアル雇用)事業	障がいのある方を民間事業所に短期の試行雇用(原則3ヶ月)の形で受け入れてもらい、一般雇用への移行の促進を図ります。	ハローワーク(P 31)※
職場実習	一般の事業所への就職を希望する障がいのある方に対して、事業所で実習をしていただき、就職へ必要な訓練を行います。	障害者就業・生活支援センター(P 32)
精神障がい者ステップアップ雇用事業	民間事業所に試行雇用(3ヶ月以上12ヶ月以内の期間で原則週10時間以上)で受け入れてもらい、徐々に就労時間を延長していき常用雇用を目指します。	ハローワーク(P 31)※
職場復帰支援	精神疾患で退職中の方の円滑な職場復帰のために、主治医との連携により、職場復帰に向けたプランを作り、ウォーミングアッププログラムを行います。	鳥取障害者職業センター(P 31)
職業準備支援	職業に関する知識習得のための「職業準備講習カリキュラム」や、対人技能等を向上させるための「自立支援カリキュラム」などを実施し、就職に向けた準備を支援します。	鳥取障害者職業センター(P 31)

※ 鳥取県ふるさとハローワーク八頭・境港では受け付けていません。

公営住宅優先入居

県営住宅の入居者選考の際に、身体障がい、知的障がい及び精神障がいのある方の入居を優先的に取扱います。

【対象者】

- ・身体障害者手帳 1～4 級をお持ちの方、または同程度の身体障害のある方の属する世帯
- ・精神障害者保健福祉手帳 1～3 級をお持ちの方、または同程度の精神障がいのある方の属する世帯
- ・上記の精神障がいの程度に相当する程度の知的障がいのある方の属する世帯

注意：

- ・所得による入居の制限があります。
- ・障がいのある方は単身入居も可能ですが、精神障がいのある方及び知的障がいのある方については、常時の相談対応や緊急時における医療機関等への連絡等の地域の居住支援体制が整っている方が可能となります。

手続き

県営住宅入居申込書、入居申込者、同居親族等の住民票、入居申込者、同居親族の市町村長の発行する所得課税証明書など所得を証明する書類、婚約中の人は婚姻予約証明書、単身者の入居申込の場合はその資格を証明する書類、所得控除額がある場合はその内容を証明する書類等を窓口へ提出してください。

窓 口

鳥取県住宅供給公社 (P 37)、市町村公営住宅担当課 (P 37)

資料編

相談機関

鳥取県内の地域包括支援センター 一覧 (H27.3.1 現在)

地域	センターの名称	郵便番号	所在地	電話
鳥取市	鳥取中央地域包括支援センター	680-0845	鳥取市富安2-138-4	0857-20-3456
	鳥取南地域包括支援センター	689-1211	鳥取市用瀬町別府96-2	0858-76-2351
	鳥取こやま地域包括支援センター	680-0947	鳥取市湖山町西1-512	0857-32-2727
	鳥取西地域包括支援センター	689-0331	鳥取市気高町浜村50-22	0857-82-6571
	鳥取東健康福祉センター 包括支援係	689-0151	鳥取市国府町宮下1221	0857-25-5021
米子市	米子市ふれあいの里地域包括支援センター	683-0811	米子市錦町一丁目139-3	0859-23-5798
	米子市義方・湊山地域包括支援センター	683-0041	米子市茶町25	0859-23-6790
	米子市住吉・加茂地域包括支援センター	683-0853	米子市両三柳4543-30	0859-48-1365
	米子市尚徳地域包括支援センター	683-0021	米子市石井1238	0859-26-6588
	米子市弓浜地域包括支援センター	683-0104	米子市大崎1511-1	0859-48-2330
	米子市箕蚊屋地域包括支援センター	689-3533	米子市一部440	0859-27-6500
	米子市淀江地域包括支援センター	689-3402	米子市淀江町淀江1075	0859-56-1118
倉吉市	うつぶぎ地域包括支援センター	682-0021	倉吉市上井300	0858-26-6378
	マグノリア地域包括支援センター	682-0022	倉吉市上井町1-2-1	0858-26-3922
	倉吉中央地域包括支援センター(上灘・成徳)	682-0881	倉吉市宮川町129	0858-22-6102
	明倫・小鴨地域包括支援センター	682-0863	倉吉市瀬崎町2714-1	0858-23-7106
	かもがわ地域包括支援センター	682-0411	倉吉市関金町金宿1115-2	0858-45-3888
境港市	境港市北地域包括支援センター	684-0062	境港市蓮池町78-1	0859-42-3136
	境港市南地域包括支援センター	684-0063	境港市誠道町2083	0859-45-2299
岩美町	岩美町地域包括支援センター	681-0003	岩美郡岩美町浦富1029-2	0857-72-8420
若桜町	若桜町包括支援センター	680-0792	八頭郡若桜町若桜801-5	0858-82-2209
智頭町	智頭町地域包括支援センター	689-1402	八頭郡智頭町智頭1875	0858-75-6007
八頭町	八頭町地域包括支援センター	680-0463	八頭郡八頭町宮谷254-1	0858-72-3566
三朝町	三朝町地域包括支援センター	682-0195	東伯郡三朝町大瀬999-2	0858-43-3519
湯梨浜町	湯梨浜町地域包括支援センター	682-0723	東伯郡湯梨浜町久留19-1	0858-35-5378
琴浦町	琴浦町地域包括支援センター	689-2392	東伯郡琴浦町徳万591-2	0858-52-1525
北栄町	北栄町地域包括支援センター	689-2292	東伯郡北栄町由良宿423-1	0858-37-5850
大山町	大山町地域包括支援センター	689-3211	西伯郡大山町御来屋467	0859-54-5207
日南町	日南町地域包括支援センター	689-5211	日野郡日南町生山511-5	0859-82-0374
日野町	日野町地域包括支援センター	689-4503	日野郡日野町根雨101	0859-72-1852
江府町	江府町地域包括支援センター	689-4401	日野郡江府町江尾2088-3	0859-75-6111
南部箕蚊屋 広域連合	日吉津地域包括支援センター	689-3553	西伯郡日吉津村日吉津872-15	0859-27-5952
	南部地域包括支援センター	683-0323	西伯郡南部町倭482	0859-66-5522
	伯耆地域包括支援センター	689-4133	西伯郡伯耆町吉長37-3	0859-68-4632

県内全域

鳥取県若年認知症サポートセンター

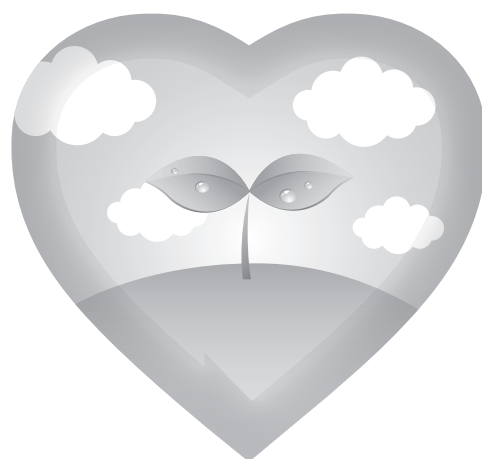
認知症の人と家族の会鳥取県支部 鳥取県認知症コールセンター

〒683-0811 鳥取県米子市錦町 2-235 ☎0859-37-6611

精神障がい者関係施設 精神科デイケア

施設の名称	住所	郵便番号	電話番号	FAX番号
社会医療法人明和会 医療福祉センター渡辺病院	鳥取市東町 3-307	680-0011	0857-24-1151	0857-24-1024
社会医療法人明和会 医療福祉センター ウェルフェア北園渡辺病院	鳥取市覚寺 181	680-0003	0857-27-1151	0857-27-1152
医療法人メンタル リハビリセンター幡病院	鳥取市雲山 57	680-0862	0857-22-2346	0857-23-4575
医療法人緑会上田病院	鳥取市西町 1-451	680-0022	0857-22-4319	0857-37-1882
独立行政法人国立病院機構 鳥取医療センター	鳥取市三津 876	689-0203	0857-59-1111	0857-59-1589
社会医療法人仁厚会 医療福祉センター倉吉病院	倉吉市山根 43	682-0023	0858-26-1011	0858-26-4794
医療法人養和会養和病院	米子市上後藤 3-5-1	683-0841	0859-29-5351	0859-29-7179
医療法人勤誠会米子病院	米子市日原 319-1	683-0015	0859-26-1611	0859-26-0801
南部町国民健康保険西伯病院	西伯郡南部町倭 397	683-0323	0859-66-2211	0859-66-4012

※ご利用には受診をし、医師の指示書が必要となります



問 い 合 わ せ 機 関

県 ・ 国 関 係 機 関 等

機関名 (相談窓口)	住 所	郵便番号	電話番号	FAX番号	備 考
鳥取県庁 県民課	鳥取市東町 1-220	680-8570	(0857) 26 - 7025	(フリーアクセス)	県政全般
中部総合事務所 地域振興局	倉吉市 東巖城町 2	682-0802	(0858) 23 - 3983	(0858) 23 - 3425	
西部総合事務所 地域振興局	米子市糺町 1-160	683-0054	(0859) 31 - 9633	(0859) 31 - 9639	
日野振興センター 日野振興局	日野郡 日野町根雨 140-1	689-4503	(0859) 72 - 2083	(0859) 72 - 2072	
鳥取県庁 福祉保健課 総括・人財担当 福祉指導支援室保護・ 援護担当 福祉指導支援室 法人施設指導担当	鳥取市東町 1-220	680-8570	(0857) 26 - 7142 (0857) 26 - 7144 (0857) 26 - 7140	(0857) 26 - 8116	
障がい福祉課			(0857) 26 - 7154	(0857) 26 - 8136	
長寿社会課 介護保険担当			(0857) 26 - 7177 (0857) 26 - 7176	(0857) 26 - 8127	
東部福祉保健事務所 ・ 東部福祉事務所 ・ 東部身体障害者更生 相談所 ・ 鳥取保健所	鳥取市江津 730	680-0901	(0857) 22 - 5163	(0857) 22 - 5669	
中部総合事務所 福祉保健局 ・ 中部福祉事務所 ・ 中部身体障害者更生 相談所 ・ 倉吉保健所	倉吉市東巖城町 2	682-0802	(0858) 23 - 3124	(0858) 23 - 4803	
西部総合事務所 福祉保健局 ・ 西部福祉事務所 ・ 西部身体障害者更生 相談所 ・ 米子保健所	米子市 東福原 1-1-45	683-0802	(0859) 31 - 9304 (0859) 31 - 9309	(0859) 34 - 1392 (0859) 31 - 9325	
精神保健福祉センター	鳥取市江津 318-1	680-0901	(0857) 21 - 3031	(0857) 21 - 3034	
鳥取年金事務所	鳥取市扇町 176	680-0846	(0857) 27 - 8311	(0857) 24 - 0942	
倉吉年金事務所	倉吉市山根 619-1	682-0023	(0858) 26 - 5311	(0858) 26 - 1742	
米子年金事務所	米子市 西福原 2-1-34	683-0805	(0859) 34 - 6111	(0859) 22 - 4842	

機関名 (相談窓口)	住 所	郵便番号	電話番号	FAX番号	備 考
鳥取県庁 雇用人材総室 労働政策室 雇用就業支援室	鳥取市東町 1-220	680-8570	(0857) 26-7231 (0857) 26-7693	(0857) 26-8169	
鳥取労働局職業安定部	鳥取市富安 2-89-9	680-8522	(0857) 29-1708	(0857) 22-7717	
鳥取公共職業安定所	鳥取市富安 2-89	680-0845	(0857) 23-2021	(0857) 22-6906	
倉吉公共職業安定所 ハローワーク	倉吉市 駄経寺町 2-15 倉吉地方合同庁舎	682-0816	(0858) 23-8609	(0858) 22-6494	
米子公共職業安定所 ハローワーク	米子市末広町 311 イオン米子駅前店 4F	683-0043	(0859) 33-3911	(0859) 33-3959	
米子公共職業安定所 根雨出張所	日野郡 日野町根雨 349-1	689-4503	(0859) 72-0065	(0859) 72-1371	
鳥取障害者 職業センター	鳥取市吉方 189	680-0842	(0857) 22-0260	(0857) 26-1987	
鳥取県人事委員会 事務局 任用課	鳥取市東町 1-271	680-8570	(0857) 26-7553	(0857) 26-8119	
鳥取県教育センター	鳥取市 湖山町北 5-201	680-0941	(0857) 28-2321	(0857) 28-8513	
鳥取県住宅供給公社 事務局	鳥取市 田園町 4-207 (タナカビル 2 階)	680-0803	(0857) 27-7333	(0857) 22-8331	担当区域 鳥取市
鳥取県住宅供給公社 中部事務所	倉吉市 上井町 1-138 (牧本ビル 1 階)	682-0022	(0858) 26-8501	(0858) 26-8503	担当区域 倉吉市
鳥取県住宅供給公社 西部事務所	米子市糀町 1-160 (西部総合事務所 新館 2 階)	683-0054	(0859) 32-9201	(0859) 32-9204	担当区域 米子市・ 境港市
鳥取税務署 (鳥取市・岩美郡・ 八頭郡)	鳥取市富安 2-89-4 鳥取第 1 地方 合同庁舎	680-8541	(0857) 22-2141		
倉吉税務署 (倉吉市・東伯郡)	倉吉市上井 587-1	682-8522	(0858) 26-2721		
米子税務署 (米子市・境港市・ 西伯郡・日野郡)	米子市 東町 124-16 米子地方合同庁舎	683-8691	(0859) 32-4121		
東部総合事務所県税局	鳥取市立川町 6-176	680-0061	(0857) 20-3520	(0857) 20-3519	
中部総合事務所県税局	倉吉市東巖城町 2	682-0802	(0858) 23-3102	(0858) 23-3118	

機関名(相談窓口)	住 所	郵便番号	電話番号	FAX番号	備 考
西部総合事務所県税局	米子市糀町 1-160	683-0054	(0859)31-9601	(0859)31-9613	
鳥取県 社会福祉協議会	鳥取市伏野 1729-5 (鳥取県立福祉人材 研修センター内)	689-0201	(0857)59-6331	(0857)59-6340	
鳥取県 社会就労センター 協議会(セルフ協)	鳥取市伏野 1729-5 (鳥取県社会福祉 協議会内)	689-0201	(0857)59-6344	(0857)59-6340	
鳥取県厚生事業団	鳥取市伏野 2259-43	689-0201	(0857)59-6033	(0857)59-6055	
鳥取県立 消費生活センター 東部消費生活相談室	鳥取市東町 1-271 (鳥取県庁 第2庁舎2階)	680-8570	(0857)26-7605	(0857)26-8144	
鳥取県立 消費生活センター 中部消費生活相談室	倉吉市 駄経寺町 212-5 (倉吉交流プラザ2F)	682-0816	(0858)22-3000	(0858)47-6393	
鳥取県立 消費生活センター 西部消費生活相談室	米子市末広町 294 米子コンベンショ ンセンター 4F	683-0043	(0859)34-2648	(0859)34-2670	

成年後見に関する相談先

機関名(相談窓口)	住 所	電話番号・FAX番号
アドサポセンターとっとり	〒680-0022 鳥取市西町1丁目211-3 (たんぼぼ薬局横路地入る)	TEL 0857-30-5885 FAX 0857-30-5886
中部成年後見支援センター 「ミットレーベン」 (一般社団法人 成年後見ネットワーク倉吉)	〒682-0816 倉吉市駄経寺2丁目15-1	TEL 0858-22-8900 FAX 0858-22-8901
西部後見サポートセンター うえるかむ	〒683-0811 米子市錦町1-139-3 米子市福祉保健総合センター ふれあいの里内	TEL 0859-21-5092 FAX 0859-21-5094
社団法人リーガルサポート 鳥取県支部(鳥取県司法書士会)	〒680-0022 鳥取市西町1丁目314-1	TEL 0857-24-7013 FAX 0857-24-6081
鳥取県弁護士会	〒680-0011 鳥取市東町2丁目221	TEL 0857-22-3912 FAX 0857-22-3920
権利擁護センターばあとなあ (鳥取県社会福祉士会) 中部相談窓口	〒682-0803 倉吉市見日町491	TEL 0858-23-1505 FAX 0858-23-2035
権利擁護センターばあとなあ (鳥取県社会福祉士会) 西部相談窓口	〒683-0845 米子市旗ヶ崎7-20-33	TEL 0859-24-1895 FAX

市町村福祉担当課

市町村名	課名	住所	郵便番号	電話番号 FAX番号
鳥取市	鳥取市 障がい福祉課	鳥取市富安2丁目138-4	680-8571	(0857)20-3474 FAX(0857)20-3406
	国府町総合支所 市民福祉課	鳥取市国府町宮下1221	680-0197	(0857)39-0557 FAX(0857)27-3064
	福部町総合支所 市民福祉課	鳥取市福部町細川668	689-0102	(0857)75-2813 FAX(0857)74-3714
	河原町総合支所 市民福祉課	鳥取市河原町渡一木277	680-1221	(0858)76-3114 FAX(0858)85-0672
	用瀬町総合支所 市民福祉課	鳥取市用瀬町用瀬832	689-1201	(0858)87-3781 FAX(0858)87-2270
	佐治町総合支所 市民福祉課	鳥取市佐治町加瀬木2519-3	689-1313	(0858)88-0212 FAX(0858)89-1552
	気高町総合支所 市民福祉課	鳥取市気高町浜村282-1	689-0331	(0857)82-3159 FAX(0857)82-1067
	鹿野町総合支所 市民福祉課	鳥取市鹿野町鹿野1517	689-0405	(0857)84-2013 FAX(0857)84-2598
	青谷町総合支所 市民福祉課	鳥取市青谷町青谷667	689-0592	(0857)85-0012 FAX(0857)85-1049
米子市	米子市 障がい者支援課	米子市加茂町1丁目1	683-8686	(0859)23-5153 FAX(0859)23-5393
倉吉市	倉吉市 福祉課	倉吉市葵町722	682-8611	(0858)22-8118 FAX(0858)22-7020
	関金支所 管理課	倉吉市関金町大鳥居193-1	682-0498	(0858)45-2111 FAX(0858)45-3964
境港市	境港市 福祉課 健康推進課	境港市上道町3000	684-0033	(0859)47-1121 FAX(0859)42-5987 (0859)47-1041

市町村名	課名	住所	郵便番号	電話番号 FAX番号
東 部				
岩美町	福祉課	岩美郡岩美町浦富 1029-2 (岩美すこやかセンター内)	681-0003	(0857)73-1333 (0857)73-1344
八頭町	保健課 郡家保健センター	八頭郡八頭町宮谷 254-1	680-0463	(0858)72-3590 (0858)72-3565
若桜町	町民福祉課	八頭郡若桜町若桜 801-5	680-0701	(0858)82-2232 (0858)82-0134
智頭町	福祉課	八頭郡智頭町智頭 1875 (智頭町保健・医療・福祉総合 センター「ほのほの」内)	689-1402	(0858)75-4102 (0858)75-4110
中 部				
湯梨浜町	総合福祉課	東伯郡湯梨浜町久留 19-1	682-0723	(0858)35-5374 (0858)35-5376
三朝町	福祉課	東伯郡三朝町大瀬 999-2	682-0195	(0858)43-3506 (0858)43-0647
北栄町	福祉課	東伯郡北栄町由良宿 423-1	689-2292	(0858)37-5852 (0858)37-5339
琴浦町	福祉課	東伯郡琴浦町徳万 591-2 (保健センター内)	689-2392	(0858)52-1706 (0858)52-1524
西 部				
日吉津村	福祉保健課	西伯郡日吉津村日吉津 872-15	689-3553	(0859)27-5952 (0859)27-0903
大山町	福祉介護課	西伯郡大山町御来屋 467 (保健福祉センターなわ内)	689-3211	(0859)54-5207 (0859)54-5087
南部町	福祉事務所	健康管理センター 西伯郡南部町倭 482	683-0323	(0859)66-5522 (0859)66-5523
伯耆町	福祉課 福祉支援室	西伯郡伯耆町吉長 37 番地 3	689-4133	(0859)68-5534 (0859)68-3866
江府町	福祉保健課	日野郡江府町江尾 2088 番地 3	689-4401	(0859)75-6111 (0859)75-6161
日野町	健康福祉課	日野郡日野町根雨 101 番地	689-4503	(0859)72-0334 (0859)72-1484
日南町	福祉保健課	日野郡日南町生山 511 番地 5	689-5292	(0859)82-0374 (0859)82-1027

市町村社会福祉協議会一覽

平成27年3月1日現在

市町村名		郵便番号	住 所	TEL・FAX
鳥取市	本 庁	680-0845	鳥取市富安2丁目104-2 さざんか会館内	TEL(0857)24-3180 FAX(0857)24-3215
	鳥取 総合福祉センター	680-0845	鳥取市富安2丁目104-2 さざんか会館内	TEL(0857)24-3180 FAX(0857)24-3215
	国府町 総合福祉センター	680-0142	鳥取市国府町麻生4-2 老人福祉センター内	TEL(0857)22-1880 FAX(0857)22-1889
	福部町 総合福祉センター	689-0106	鳥取市福部町海士1013-1 砂丘温泉ふれあい会館内	TEL(0857)75-2337 FAX(0857)74-6810
	河原町 総合福祉センター	680-1221	鳥取市河原町渡一木277-1 老人福祉センター内	TEL(0858)76-3125 FAX(0858)85-0103
	用瀬町 総合福祉センター	689-1211	鳥取市用瀬町別府96-2 保健センター内	TEL(0858)87-2302 FAX(0858)87-2369
	佐治町 総合福祉センター	689-1313	鳥取市佐治町加瀬木2171-2 老人福祉センター内	TEL(0858)89-1022 FAX(0858)89-1045
	気高町 総合福祉センター	689-0331	鳥取市気高町浜村8-8 老人福祉センター内	TEL(0857)82-2727 FAX(0857)82-3171
	鹿野町 総合福祉センター	689-0425	鳥取市鹿野町今市651-1 老人福祉センター内	TEL(0857)84-3113 FAX(0857)84-2453
	青谷町 総合福祉センター	689-0521	鳥取市青谷町露谷53-5 老人福祉センター内	TEL(0857)85-0220 FAX(0857)85-0079
米子市	本 所	683-0811	米子市錦町1丁目139-3 「ふれあいの里」内	TEL(0859)23-5490 FAX(0859)23-5495
	淀江支所	689-3402	米子市淀江町淀江1110-1 老人福祉センター内	TEL(0859)56-5467 FAX(0859)56-6400
倉吉市	本 所	682-0872	倉吉市福吉町1400 倉吉福祉センター内	TEL(0858)22-5248 FAX(0858)22-5249
	関金支所	682-0411	倉吉市関金町関金宿1115-2 高齢者生活福祉センター内	TEL(0858)45-3800 FAX(0858)45-2533
境港市		684-0043	境港市竹内町40	TEL(0859)45-6116 FAX(0859)45-6146
岩美町		681-0003	岩美町浦富645	TEL(0857)72-2500 FAX(0857)72-3811
八頭町	本 所	680-0463	八頭町宮谷254-1 老人福祉センター内	TEL(0858)72-6210 FAX(0858)72-2793
	船岡支所	680-0411	八頭町船岡殿159 船岡保健センター内	TEL(0858)73-0672 FAX(0858)72-6122
	八東支所	680-0532	八頭町東593-1 地域福祉センター内	TEL(0858)84-2210 FAX(0858)84-2227
若桜町		680-0701	若桜町若桜1247-1 地域福祉センター内	TEL(0858)82-0254 FAX(0858)82-1204
智頭町		689-1402	智頭町智頭1875 智頭町 保健・医療・福祉総合センター内	TEL(0858)75-2326 FAX(0858)75-4110

市町村名		郵便番号	住 所	TEL・FAX
湯梨浜町	本 部	689-0601	湯梨浜町泊 1085-1 保健福祉センター内	TEL(0858)34-6002 FAX(0858)34-6013
	羽合支部	682-0722	湯梨浜町はわい長瀬 584 健康福祉センター内	TEL(0858)35-2351 FAX(0858)35-4143
	泊支部	689-0601	湯梨浜町泊 1085-1 保健福祉センター内	TEL(0858)34-6002 FAX(0858)34-6013
	東郷支部	689-0713	湯梨浜町旭 83 老人福祉センター内	TEL(0858)32-0828 FAX(0858)32-0834
三朝町		682-0125	三朝町横手 50-4 地域福祉センター内	TEL(0858)43-3388 FAX(0858)43-3378
北栄町	本 所	689-2205	北栄町瀬戸 36-2 社会福祉センター内	TEL(0858)37-4522 FAX(0858)37-4532
		689-2103	北栄町田井 46-2 高齢者福祉センター内	TEL(0858)36-4527 FAX(0858)36-5056
琴浦町	本 所	689-2352	琴浦町浦安 123-1 社会福祉センター内	TEL(0858)52-3600 FAX(0858)53-2035
	支 所	689-2501	琴浦町赤碕 1113-1	TEL(0858)55-1124 FAX(0858)55-1137
南部町	本 所	683-0351	南部町法勝寺 331-1 総合福祉センター内	TEL(0859)66-2900 FAX(0859)66-2901
	会見支所	683-0227	南部町浅井 938 総合福祉センター内	TEL(0859)64-3515 FAX(0859)64-3513
伯耆町	本 所	689-4121	伯耆町大殿 1010 保健福祉センター内	TEL(0859)68-4635 FAX(0859)68-4634
	岸本支所	689-4121	伯耆町大殿 1010 保健福祉センター内	TEL(0859)68-4635 FAX(0859)68-4588
	溝口支所	689-4201	伯耆町溝口 281-2 福祉センター内	TEL(0859)63-0666 FAX(0859)63-0660
日吉津村		689-3553	日吉津村日吉津 973-9 社会福祉センター内	TEL(0859)27-5351 FAX(0859)27-5931
大山町	本 所	689-3111	大山町赤坂 764 福祉センターなかやま内	TEL(0858)49-3000 FAX(0858)49-3013
	大山支所	689-3332	大山町末長 503 総合福祉センター内	TEL(0859)39-5018 FAX(0859)39-5021
	名和支所	689-3211	大山町御来屋 467 保健福祉センター内	TEL(0859)54-2200 FAX(0859)54-6028
	中山支所	689-3111	大山町赤坂 764 福祉センターなかやま内	TEL(0858)49-3000 FAX(0858)49-3013
日南町		689-5211	日南町生山 357	TEL(0859)82-6038 FAX(0859)82-6058
日野町		689-5131	日野町黒坂 1247-1 老人福祉センター内	TEL(0859)74-0338 FAX(0859)74-0365
江府町		689-4403	江府町久連 7-1 老人福祉センター内	TEL(0859)75-2942 FAX(0859)75-3900

公社委託県営住宅

公社委託県営住宅については、管轄する鳥取県住宅供給公社事務所にお問い合わせください。

鳥取県住宅供給公社ホームページはこちら <http://www.jkk-tottori.or.jp/>

東部地域 (市町委託県営住宅及び特別県営住宅を除く)

鳥取県住宅供給公社 本部 鳥取市田園町4丁目207 タナカビル2階
電話 0857-27-7334

中部地域 (市町委託県営住宅及び特別県営住宅を除く)

鳥取県住宅供給公社 中部事務所 倉吉市上井町1丁目138 牧本ビル1階
電話 0858-26-8500

西部地域 (市町委託県営住宅及び特別県営住宅を除く)

鳥取県住宅供給公社 西部事務所 米子市鞆町1丁目160 西部総合事務所新館2階
電話 0859-32-9211

市町委託県営住宅

委託県営住宅については、管理委託先である各市町村担当課までお問い合わせください。

市町名	担当課	住所	連絡先
鳥取市	建築住宅課	鳥取市尚徳町 116	0857-20-3291
岩美町	地域整備課	岩美郡岩美町浦富 675-1	0857-73-1566
八頭町	建設課	八頭郡八頭町郡家 493	0858-76-0206
智頭町	税務住民課	八頭郡智頭町智頭 2072-1	0858-75-4114
倉吉市	景観まちづくり課	倉吉市葵町 722	0858-22-8175
湯梨浜町	町民課	東伯郡湯梨浜町久留 19-1	0858-35-5310
北栄町	住民生活課	東伯郡北栄町由良宿 423-1	0858-37-5866
琴浦町	建設課	東伯郡琴浦町徳万 591-2	0858-55-7805
米子市	建築住宅課	米子市加茂町 1-1	0859-23-5263
南部町	建設課	西伯郡南部町法勝寺 377-1	0859-66-3115
大山町	建設課	西伯郡大山町末長 500	0859-53-3186
日南町	建設課	日野郡日南町霞 800	0859-82-1113

医療機関

認知症疾患医療センター・認知症サポート医一覧 (平成 25 年 4 月現在)

センター名		郵便番号	住所	電話番号
基幹型	鳥取県基幹型認知症疾患医療センター 鳥取大学医学部附属病院	683-8504	米子市西町36-1	0859-38-6755
地域型	鳥取県東部認知症疾患医療センター渡辺病院	680-0011	鳥取市東町3丁目307	0857-24-1151
	鳥取県中部認知症疾患医療センター倉吉病院	682-0023	倉吉市山根43番地	0858-26-1015
	鳥取県西部認知症疾患医療センター養和病院	683-0841	米子市上後藤3丁目5-1	0859-29-5311
	鳥取県西部認知症疾患医療センター西伯病院	683-0323	西伯郡南部町倭397	0859-66-2211

	サポート医 医師名	病院・医院名	住所	電話番号
東 部	乾 俊彦	乾医院	鳥取市鹿野町鹿野 1091-5	0857-84-2250
	英 裕人	社会医療法人 明和会 医療福祉センター渡辺病院	鳥取市東町 3 丁目 307	0857-24-1151
	岸田 英夫	社会医療法人 明和会 医療福祉センター渡辺病院	鳥取市東町 3 丁目 307	0857-24-1151
	杉山 長毅	医療法人 アスピオス介護 老人保健施設 まさたみの郷	鳥取市杉崎 596	0857-53-0002
	藤田 直樹	藤田医院	岩美郡岩美町浦富 1030-22	0857-72-0123
	加藤 達生	加藤医院	鳥取市用瀬町用瀬 382	0858-87-2440
	岸本 昌宏	医療法人悠志会岸本内科医院	八頭町池田 206-1	0858-76-0076
	岸 清志	社会福祉法人 にしまち幸朋苑 診療所 悠々	鳥取市西町 5 丁目 108	0857-25-6523
	濱崎 尚文	国民健康保険智頭病院	八頭郡智頭町大字智頭 1875	0858-75-3211
	下田 優	下田神経内科クリニック	鳥取市大工町頭 33	0857-32-7020
中 部	藤井 武親	藤井たけちか内科	倉吉市東昭和町 158	0858-47-0009
	下田 学	医療法人十字会 野島病院	倉吉市瀬崎町 2714-1	0858-22-6231
	辻本 実	信生病院	倉吉市清谷町 1 丁目 286	0858-26-7773
	門脇 義郎	門脇内科医院	倉吉市山根 586	0858-26-0607
	小川 寿	社会医療法人仁厚会 医療福祉センター倉吉病院	倉吉市山根 43 番地	0858-26-1015
	森本 益雄	医療社団法人もりもと 森本外科・脳神経外科医院	東伯郡琴浦町逢束 1210	0858-53-0121
西 部	高田 照男	南部町国民健康保険西伯病院	西伯郡南部町倭 397	0859-66-2211
	田部 慈子	医療法人養和会 養和病院	米子市上後藤 3-5-1	0859-29-5351
	廣江 ゆう	医療法人養和会 養和病院	米子市上後藤 3-5-1	0859-29-5351
	市場 美帆	医療法人市場医院	境港市馬場崎町 177 番地	0859-44-5551
	武地 幹夫	江尾診療所	日野郡江府町江尾 2088-3	0859-75-2055
	小田 貢	医療法人 真誠会	米子市河崎 580	0859-29-0099
	加藤 明孝	医療法人勤誠会 米子病院	米子市日原 319-1	0859-26-1611
	船越 士朗	医療法人社団昌平会 大山リハビリテーション病院	西伯郡伯耆町大原 927	0859-68-4111

思い当たる項目にチェック☑して下さい

① 家族として思い当たることはないですか？

- 同じことを何度も聞いたり、いつも探し物をしている等もの忘れがひどい
- 財布・衣類・通帳などを盗まれたと人を疑う
- 料理・片づけ・計算・運転などのミスが多くなった
- 新しいことが覚えられない
- 新聞を読まなくなった
- 慣れた道でも迷うことがある
- 些細なことで怒りっぽくなった
- 自分の失敗を人のせいにする
- ひとりになると怖がったり寂しがったりする
- 趣味や好きなテレビ番組に興味を示さなくなった
- 「頭が変になった」と本人が訴える

② ご近所の方で思い当たることはないですか？

- 何度も同じことで訪ねてこられる
- ゴミ出し日を間違える
- 庭の草取り等、家をきれいにしていたのにこの頃汚い
- 買い物時、お礼ばかり出し小銭がたまっている
- いつも同じ洋服を着ていて身だしなみをかまわなくなった
- 自分には変わらない対応だが、ご家族が「この頃様子がおかしい」と言う

③ 職場の方で思い当たることはないですか？

- 今電話を切ったばかりなのに、相手の名前を忘れる
- 同じことを何度も言う・聞く・する
- 新しいことが覚えられない
- 話のつじつまがあわない
- 自分の失敗を人のせいにする
- 些細なことで怒りっぽくなった
- 周りへの気遣いがなくなり頑固になった

④ 医療・福祉専門職の方で思い当たることはないですか？

- 庭の草取り等、家をきれいにしていたのにこの頃汚い
- 薬を飲み忘れていたようだ
- 何度も同じことで質問をされる（同じことで電話が何度もある）
- 書類が書けなくなっている

- もの忘れは、日常生活に支障をきたすほどのものか
- 最初の異変は、いつとはなしに出てきたのか、突然出てきたのか
- この半年の間に症状は進行したか
- 本人のこれまでの病気や服薬中の薬について

編集委員 (2012年度)

杉山長毅	介護老人保健施設まさたみの郷・鳥取県東部医師会
小川寿	鳥取県中部認知症疾患医療センター倉吉病院・鳥取県中部医師会
高田照男	鳥取県西部認知症疾患医療センター西伯病院・鳥取県西部医師会
廣江ゆう	養和病院・鳥取県西部医師会
竹田伸也	鳥取大学大学院・医学系研究科
日野力	鳥取県長寿社会課
砂場公子	鳥取中央地域包括支援センター
小谷いづ美	智頭町地域包括支援センター
石賀純子	倉吉市長寿社会課
藤森史子	江府町福祉保健課
谷口宏幸	鳥取県東部認知症疾患医療センター・渡辺病院
飯田真穂	鳥取県中部認知症疾患医療センター・倉吉病院
吉川敦	鳥取県西部認知症疾患医療センター・西伯病院
小笹蓉子	鳥取県西部認知症疾患医療センター・養和病院
吉野立	公益社団法人 認知症の人と家族の会 鳥取県支部

事務局

藤本晶	鳥取県長寿社会課
岩田リカ	鳥取県認知症コールセンター 認知症の人と家族の会鳥取県支部

発行 平成 25 年 8 月 1 日

鳥取県若年認知症ネットワーク会議

改訂 平成 27 年 3 月 1 日

